

感染症による出校停止と諸手続きの概要（フロー図）

手続 1

**医療機関で「学校において予防すべき感染症」に
り患した（or り患した疑いがある）と診断された**
 ※新型コロナウイルス感染症以外の感染症の場合は、必ず医療機関を受診
 する必要があります。自分自身の判断は不可です。
 ※新型コロナウイルス感染症場合は、自宅でのPCR検査等の陽性判定結果
 をもって、医療機関で診断したとみなします。

手続 1 ⇒

保健センター又は所属の事務室へ【様式①】に沿った報告を
し、治癒するまで、医師の指示に従い自宅療養をしてくだ
さい。
 ※新型コロナウイルス感染症の場合は、指定されたGoogleフォームへ入力
することで、様式①は不要です。

手続 2

インフルエンザにり患した場合
手続 2-1 ⇒
 治癒後、出校を開始する際、必要事項記入済みの【様式②-
1】とインフルエンザにり患したことを示す書類（医療機関が
発行した診療明細書、薬剤情報提供書等）を保健センターへ
提出。

**インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症以外の感染症
にり患した場合**
手続 2-2 ⇒
 治癒後、出校を開始する際、医療機関で記入・押印して
もらった【様式②-2】を保健センターへ提出。
 ※【様式②-2】ではなく医療機関が発行した「診断書」を提出することも
可能ですが、その場合は、①初診日、②出校停止期間、③出校可能日を必
ず記載する必要があります。

新型コロナウイルス感染症にり患した場合
手続 2-3 ⇒
 治癒後、出校を開始する際、必要事項記入済みの【様式②-
3】と新型コロナウイルス感染症にり患したことを示す書類等
（PCR検査等の陽性判定結果や医療機関が発行した診療明細
など、新型コロナウイルス感染症にり患したことが分かるも
の）を保健センターへ提出。

手続 3

保健センターで確認・押印済みの【様式②-1】を所属の事務
室へ提出し、出校停止に伴う授業配慮願い【様式③】を作
成。その後、学生本人が、【様式③】を授業担当教員へ提出
し、配慮をお願い出る。
 ※授業配慮であり、公欠ではありません。授業配慮の内容
は、担当教員ごとに異なります。

保健センターで確認・押印済みの【様式②-2】を所属の事務
室へ提出し、出校停止に伴う授業配慮願い【様式③】を作
成。その後、学生本人が、【様式③】を授業担当教員へ提出
し、配慮をお願い出る。
 ※授業配慮であり、公欠ではありません。授業配慮の内容
は、担当教員ごとに異なります。

保健センターで確認・押印済みの【様式②-3】を所属の事務
室へ提出し、出校停止に伴う授業配慮願い【様式③】を作
成。その後、学生本人が、【様式③】を授業担当教員へ提出
し、配慮をお願い出る。
 ※授業配慮であり、公欠ではありません。授業配慮の内容
は、担当教員ごとに異なります。

感
染
症
で
は
な
か
っ
た
場
合

「学校において予防すべき感染症」ではなかった場合
 感染症にり患又はり患した疑いで医療機関を受診したが、診断結果が「学校において予防すべき感染症」ではなかった場合は、
 初診日からその疾患名が判明するまでの期間が授業配慮の対象となります。
 この場合は、「感染症治癒証明書」【様式②-2】、又は「診断書」を持参のうえ、保健センターに申し出てください。